

(趣旨)

第1条 この規程は、本学における企業等学外の機関（以下「学外機関」という。）との共同研究（以下「学外共同研究」という。）に関する取扱いについて定める。

(定義)

第2条 本規程において学外共同研究とは、本学が、学外機関から研究者または研究経費等を受け入れ、学外機関の研究者と共通の研究課題について共同して行う研究をいう。

(研究担当者等)

第3条 学外共同研究にあたる者（以下「研究担当者」という。）は、本学の教員とする。ただし、必要と認められる場合には、本学大学院生およびその他の者を研究協力者として加えることができる。

2 学外機関から本学に派遣されて学外共同研究にあたる者を、学外共同研究員として受け入れることができる。

(学外共同研究に要する経費)

第4条 学外共同研究に要する経費は、以下の費目の合計をもって算出する。

(1) 旅費、備品費、消耗品費、謝金等の当該研究遂行に直接必要な経費

(2) 前号以外に必要な間接経費

2 間接経費は、直接経費の10%に相当する額とする。

3 (削除)

(学外共同研究に要する設備等)

第5条 本学は、施設・設備を学外共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担する。

2 学外共同研究の遂行上必要な場合には、学外機関の所有に係る設備を無償で受け入れ、共同で使用することができる。

3 前項の場合、当該設備を本学に搬入することが困難なときは、研究上必要な限度内で、当該設備が所在する施設に研究担当者を派遣して研究を行うことができる。

(学外共同研究の申請)

第6条 学外共同研究の実施を希望する場合、学外機関は以下の書類を学長に提出しなければならない。

(1) 共同研究申込書

(2) その他必要な書類

(3) (削除)

(学外共同研究の審議および決定)

第7条 学外共同研究の受入れは、総合学術推進機構会議の議を経て決定する。

(学外共同研究の契約書)

第8条 学外共同研究の受入れを決定したときは、本学と学外機関との間に学外共同研究に関する契約を締結する。

2 契約書には、原則として次の各号に定める事項が記されなければならない。

- (1) 学外共同研究に関する経費の取扱いに関する事項
- (2) 学外共同研究の中止に関する事項
- (3) 学外共同研究で発生した特許権、実用新案権、および意匠権ならびにこれらの権利を受ける権利（以下「産業財産権等」という。）の取扱いに関する事項
- (4) 研究成果の公表時期、方法等に関する事項

(学外共同研究費の支出)

第9条 学外共同研究費は、大学会計に収入し、第4条第1項第1号に定める経費に相当する額の範囲内で支出する。

2 学外共同研究により取得した設備備品等は、京都橘学園に帰属する。

(学外共同研究の中止)

第10条 学外共同研究を中止する場合は、学外機関および本学の双方で協議し、いずれか一方の決定のみで中止することはできない。

2 学外機関の都合で学外共同研究の全部あるいは一部を中止する場合は、既納の学外共同研究費は学外機関に返還しない。

3 本学の都合で学外共同研究の全部あるいは一部を中止する場合は、既納の学外共同研究費の全部または一部を学外機関に返還することができる。

4 天災等やむを得ない事由により学外共同研究を中止し、または、その学外共同研究期間を延長する場合においては、学外機関の損害に対し、本学はその責を負わず、また、既納の学外共同研究費は学外機関に返還しない。

5 学外共同研究を中止したとき、第5条第2項の規定により受け入れた設備を中止の時点の状態学外機関に返還する。

(学外共同研究の完了)

第11条 (削除)

2 学外共同研究を完了したとき、第5条第2項の規定により受け入れた設備を完了の時点の状態学外機関に返還する。

(産業財産権等の取扱い)

第12条 学外共同研究において、産業財産権等が生じた場合の研究担当者の権利の取扱いについては、別に定める。

(研究成果の取扱い)

第13条 学外共同研究に基づく成果は研究担当者の名において公表することができる。ただし、公開の時期・方法等については、学外機関と別途協議して定める。

(事務主管)

第14条 この規程に関する事務主管は、学術振興課とする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、部局長会の議を経て、学長が行なう。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年8月1日から施行し、2019年度の学外共同研究より適用する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月19日から施行し、2022年4月1日から適用する。